

岩手県選挙管理委員会告示第74号

令和7年8月3日執行の田野畑村長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和7年11月14日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉 田 瑞 彦

裁 決 書

岩手県下閉伊郡田野畑村

審査申立人 石原 弘

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和7年9月5日に提起された令和7年8月3日執行の田野畑村長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、岩手県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、以下のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙に関し、令和7年8月17日付けで田野畑村選挙管理委員会（以下「村委員会」という。）に対し、当選人が公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）に抵触する行為等を行っていたことを理由として、選挙の効力及び当選の効力の無効を求めるとの異議の申出をしたところ、村委員会は、同年9月1日付けでこの異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、原決定を不服として、同年9月5日に当委員会に対し、原決定を取り消し、選挙の効力及び当選の効力の無効を求め、本件審査の申立てを行ったものである。

その理由とするところを審査申立書、反論書及び口頭意見陳述の結果を要約すれば、次のとおりである。

申立人は、当選人が行ったビラの配布、利益供与、のぼりの内容や掲示方法、真偽不明な情報の流布について、挙証資料を提出したにもかかわらず、証拠がないという理由で棄却した村委員会の原決定の取消しを求めるとともに、本件選挙において、当選人が、法に抵触する行為等を行っていたことから、選挙の効力及び当選の効力の無効を求めるものである。

村委員会の決定の理由（要旨）

- 1 選挙の効力に関する争訟においては、「選挙の規程に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限り、その選挙の全部又は一部を無効とすべきと定めている。「選挙の規程に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續きに関する明文の規程に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違反行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、かつ違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されているからである。もっとも、かような違法行為であっても、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）とされている。

本件選挙において、村委員会に選挙の規定に違反する行為がなく、異議申出の理由として挙げられた行為によって、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じるなど、選挙の自由公正が失われたと認めるに足る証拠もないから、申出人の主張には理由がない。

- 2 当選の効力に関する争訟は、有効な選挙を前提として、当選人決定の手續きの違法性を争うものであるが、本件異議申出は、選挙の違反行為があったことのみをもって、選挙の効力及び当選の効力の無効を求めており、当選人決定の手續きに異議を申し

出るものではないことから、当選の効力を無効とする申出人の主張には理由がない。

裁決の理由

- 1 当委員会において、本件審査の申立てにつきその要件を審理した結果、一部不適法と認められる点があったことから、申立人に対し補正を命じたところ、令和7年9月22日に申立人から補正書が提出された。その結果、本件審査の申立てを適法なものとして認め、これを受理し、村委員会から弁明書を、申立人から反論書をそれぞれ徴した。

また、村委員会及び申立人に対して関係する証拠物件の提出を求めるとともに、申立人には口頭意見陳述の機会を与え、村委員会に対しては質問を行うなど、慎重にこれを審理した。

- 2 選挙の効力に関する争訟において、その選挙の全部又は一部が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、「選挙の規定に違反すること」があり、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

申立人は、当選人が法に抵触する行為等を行ったと主張するが、ここでいう「「選挙の規定に違反すること」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）とされている。

当委員会において、申立人の審査申立書、反論書及び口頭意見陳述並びに村委員会の弁明書及び口頭意見陳述を審査した結果、本件選挙における村委員会の管理執行の手續に違法性は認められず、申立人も、村委員会の選挙事務に違法性はないと陳述している。

申立人が主張する当選人の行為は、選挙の取締りないし罰則規定違反の類に係るものであって、法第205条第1項にいう「選挙の規定に違反すること」には当たらない。

また、本件審査の申立てに関する口頭意見陳述において、昭和61年の最高裁判決を引用した「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、選挙を無効としなければならない」との主張について、「特段の事態を生じた場合」とは、「例えば官憲その他による甚だしき弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合」（昭和30年8月26日大阪高等裁判所判決）と判示されているが、本件選挙において、このような事由は認められず、選挙を無効とする申立人の主張には理由がない。

- 3 当選の効力に関する争訟とは、「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手續、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う訴訟をいい、広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解する。」（昭和28年2月17日東京高等裁判所判決）とされている。

また、法第251条に定める当選人の選挙犯罪による当選無効は、同条に定める罪を犯し刑に処せられたときに当選が無効となるが、この点については、「仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実には罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該選挙人の当選無効訴訟を提起することはできないものというべきである。」（平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決）とされている。

当委員会において、申立人の審査申立書、反論書及び口頭意見陳述並びに村委員会の弁明書及び口頭意見陳述を審査した結果、村委員会の開票手續や各候補者の有効得票数の算定等に違法性は認められず、申立人も、村委員会の開票事務に違法性はない

と陳述している。

仮に、当選人が、本件選挙において、法の罰則に掲げる罪を客観的に犯していたとしても、現時点で当選人は刑に処せられていないことから、当選を無効とする申立人の主張には理由がない。

- 4 なお、申立人は、当選人が行ったビラの配布、利益供与、のぼりの内容や掲示方法、真偽不明な情報の流布等に係る挙証資料を提出したにもかかわらず、村委員会において、「選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じるなど、選挙の自由公正が失われたと認めるに足る証拠がない」として棄却した原決定に不服があると主張している。

しかし、法第7条において、「検察官、都道府県公安委員会の委員及び警察官は、選挙の取締に関する規定を公正に執行しなければならない」と明記されており、選挙の取締については、検察官等が権限を有しているものである。

申立人が提出した挙証資料は、いずれも選挙の取締に係るものであることから、申立人が、選挙の取締に係る権限を有さない村委員会に提出した資料については、選挙の効力及び当選の効力を判断する上での挙証資料とはならないことから、理由がない。

以上のことから、申立人の選挙の効力及び当選の効力の無効を求めるとの異議の申出を棄却した村委員会の判断は相当であり、これに対する申立人の本件審査の申立てには理由がない。

よって、当委員会は、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和7年11月12日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉 田 瑞 彦